

第 2 章 施策項目

施策項目1 質の高い幼児教育の提供

現状と課題

- 幼児教育において育みたい資質・能力は、自然に触れ合ったり幼児同士で関わり合ったりしながら幼児の自発的な活動である遊びを通しての総合的な指導の中で、一体的に育んでいくものであり、教育内容等の改善を通じて更に充実を図り、小学校等以降の学びにつなげていくことが求められている。
- 幼児期において、探究心や思考力、表現力等に加えて、感情や行動のコントロール、粘り強さ、協調性等、社会情動的スキルやいわゆる非認知的能力*を育むことが重要であるという指摘等を踏まえ、幼児の自発的な遊びを生み出すために必要な環境を構成することが求められている。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた教育課程*を編成し、組織的かつ計画的に幼児教育施設における教育の質の向上を図ること（以下「カリキュラム・マネジメント*」という。）が求められている。

施策の方向性

- ◆ 要領・指針等の趣旨及び内容への理解を深め、幼児が達成感を実感したり、課題に立ち向かう姿勢を身に付けたりする様々な教育活動の充実を促進します。
- ◆ 関係機関等との連携や地域の教育資源の活用等により、教育活動の一層の充実を促進します。
- ◆ 幼児の姿や地域の実情等を踏まえつつ、カリキュラム・マネジメントの確立を支援します。

施策の展開

1 幼児教育において育みたい資質・能力の育成

【道・道教委の取組】

- ・ 市町村や幼児教育施設への助言や優れた実践事例の紹介、保育者への研修の実施により、要領・指針等の趣旨や内容の理解を促進するとともに、幼児の非認知的能力^{*}の育成を含め、遊びを通じた総合的な指導を通じた教育の普及に努めます。
- ・ 交通安全教育や自然体験活動など様々な取組において、関係機関等との連携や地域の教育資源の活用等により、教育活動が一層充実するよう促します。

【市町村・市町村教委の取組】

- ・ 研修等を通じて、保育者の幼児教育に対する理解を促すとともに、幼児の非認知的能力の育成を含めた実践力の向上に対する支援が求められます。
- ・ 幼児教育施設における教育活動の一層の充実のため、小学校をはじめ関係機関等との連携や地域の教育資源の活用等について、支援することが求められます。

【幼児教育施設の取組】

- ・ 要領・指針等の趣旨を踏まえ、子どもの非認知的能力の育成を含め、遊びを通じた総合的な指導を通じた教育の実践を充実させることが求められます。
- ・ 教育活動の一層の充実のため、小学校や関係機関等との一層の連携や地域の教育資源の活用等が求められます。

2 カリキュラム・マネジメント^{*}の確立

【道・道教委の取組】

- ・ 市町村や幼児教育施設への助言や優れた実践事例の紹介、保育者への研修の実施により、要領・指針等の趣旨を踏まえ、地域や施設の特徴を生かした教育課程等の適切な編成・実施及び各幼児教育施設のカリキュラム・マネジメントを促します。

【市町村・市町村教委の取組】

- ・ 市町村主催の研修や管内の幼児教育施設の園内研修^{*}の促進を通じて、教育課程等の適切な編成・実施ができるよう、助言等を行うことが求められます。

【幼児教育施設の取組】

- ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や小学校等の学びを念頭に置きながら、幼児の心身の調和の取れた発達を促すための教育課程等の編成・実施が求められます。

施策項目2 特別な教育的支援を必要とする幼児の教育

(注) 特別支援学校幼稚部に在籍する幼児の教育については、「特別支援教育に関する基本方針^{*}」による。本項目では、幼稚園、認定こども園^{*}、保育所における特別な配慮が必要な子どもに対する教育・保育を中心に扱う。

現状と課題

- 特別な教育的支援を必要とする幼児は増加傾向にあり、幼児教育施設においては、全ての保育者が特別支援教育^{*}に関する知識・技能等を身に付けるための研修機会の確保や、研修内容の充実が求められている。
- 地域の保健福祉等、関係機関や特別支援学校等との連携による「個別の教育支援計画^{*}」を作成・活用した入園前から卒園後までの切れ目のない一貫した指導や支援^{*}を行う体制の構築が求められている。
- また、発達障がいがあるなど、特別な配慮を必要とする子ども一人一人への教育的ニーズに応じた指導や地域における相談・支援体制の充実を図る必要がある。

施策の方向性

- ◆ 幼児教育施設で特別支援教育に取り組む体制の構築や、園内研修^{*}の充実、園外研修^{*}への計画的な参加を促進します。
- ◆ 「個別の教育支援計画」等の作成・活用の推進を図るとともに、関係機関との情報共有や連携強化等を促進します。
- ◆ 教育相談・支援体制の構築については、関係機関の連携による地域の体制づくりを促進するほか、医療分野等との連携による保護者への理解・啓発、早期からの教育相談等の充実、教育課程^{*}等の工夫改善のための指導資料の発行等に取り組みます。

施策の展開

【道・道教委の取組】

- ・ 特別な教育的支援を必要とする幼児の多様な教育的ニーズに対応できるよう、保育者を対象とした特別支援教育^{*}に関する研修を実施します。
- ・ 幼児期等に市町村で作成される「支援ファイル^{*}」等と「個別の教育支援計画^{*}」との連携促進など、医療や保健福祉の分野と連携した保護者への理解・啓発を図ります。
また、合理的配慮の内容を記した「個別の教育支援計画」の作成・活用を一層進め、本人・保護者と合意形成を図りながら、切れ目のない一貫した指導や支援^{*}を実現するための教育相談や支援体制の充実を図ります。
- ・ 幼児の障がいの状態や本人・保護者の教育的ニーズを踏まえた就学の実現に向け、早期からの十分な教育相談や支援が行われるよう、道立特別支援教育センターの教育相談や研修支援はもとより、教育局の専門家チーム^{*}の相談機能を強化しながら、市町村教育委員会と児童相談所^{*}などの医療や保健福祉等、関係機関との連携による地域の体制づくりを促進します。

【市町村・市町村教委の取組】

- ・ 保護者が子どもの障がいの状態に応じた「多様な学びの場」についての情報を得られるよう、市町村教育委員会や学校からの適切な情報発信や理解・啓発を行うことが求められます。
- ・ 幼児期等に市町村で作成される「支援ファイル」等と「個別の教育支援計画」との連携促進など、医療や保健福祉等の分野と連携した保護者への理解・啓発を図るとともに、「個別の教育支援計画」等の作成・活用の促進や、幼児教育施設と小学校等との引継ぎの体制づくりが求められます。
- ・ 小学校等への就学に当たっては、市町村教育委員会が設置する教育支援委員会^{*}において、障がいのある幼児やその保護者の教育的ニーズの把握や、教育相談による支援が求められます。

【幼児教育施設の取組】

- ・ 特別な教育的支援を必要とする幼児に対する指導の充実と保育者の指導力向上を図る園内研修^{*}の実施が求められます。
- ・ 関係機関と連携した個別の教育支援計画の作成や、個別の指導計画を含めた小学校等への引継ぎや情報交換の実施が求められます。
- ・ 特別な教育的支援を必要とする幼児の教育的ニーズを的確に把握するとともに、指導や支援の充実に生かすことができるよう、保護者はもとより、医療や保健福祉等の関係機関との情報共有や連携強化が求められます。

施策項目3 幼児教育施設と小学校等との連携・接続の推進

現状と課題

- 幼児教育は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであることから、幼児教育の改善・充実だけでなく、小学校教育との接続を一層強化することが重要である。しかし、子どもや教員の交流は進んできているものの、教育課程*の接続が十分であるとは言えない状況にある。
- 要領・指針等に新たに位置付けられた「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を幼児教育施設の保育者と小学校教員等が共有し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ることが求められている。
- 小学校において、幼児教育施設における教育活動を理解し、幼児教育施設と小学校等との連携・接続を推進することができる人材が求められている。

施策の方向性

- ◆ 幼児教育施設と小学校等との合同の研修の機会や、交流の機会の充実により、相互の教育活動を理解するとともに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」など相互の要領・指針等の趣旨について理解を促進します。
- ◆ 幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、要録等を用いた引継ぎの徹底を促進します。

施策の展開

【道・道教委の取組】

- 幼児教育施設への助言や保育者への研修の実施などにより、幼児教育施設と小学校等の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を促進します。
また、市町村への助言や優れた実践事例の紹介、指導主事の指導訪問等により、幼児期において遊びを通して育まれてきたことが、小学校等以降の学びに円滑に接続するよう、幼児教育施設の意見を取り入れたスタートカリキュラム*の作成及び実施についての普及に努めます。
- 小学校教員等の幼児教育理解促進のための施策を進めます。

【市町村・市町村教委の取組】

- 研修等を通じて、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた学びの連続性について、域内の幼児教育施設と小学校等との共有を図るための取組が求められます。
- 小学校区内全ての幼児教育施設と当該小学校等との引継ぎの場の設定等を通じて、どの子どもも安心して小学校等生活を送ることができるよう、各市町村にある幼児教育施設及び小学校等の連携体制を整備することが求められます。

【小学校等の取組】

- 幼児教育の特質の理解に努め、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえ、幼児教育施設からの意見を取り入れたスタートカリキュラムの作成や小学校区内の全ての幼児教育施設との引継ぎの実施などの取組が求められます。

【幼児教育施設の取組】

- 小学校等との交流を年間指導計画に明確に位置付けるなど、連携に係る業務が一部の職員に偏らない組織としての体制整備を進めるとともに、小学校等との引継ぎの際に要録等を活用するなど小学校教育との接続の一層の強化が求められます。

施策項目4 幼児理解に基づいた評価の実施

現状と課題

- 保育者が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や要録等の参考例を念頭に置き、指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすることが求められている。
その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものでないことに留意するなど、適切な評価の在り方について保育者が正しく理解することが求められている。
- 保育者は、自らの教育実践を振り返り、改善を図るとともに、日々の実践から幼児の評価の参考となる情報を蓄積するなど、評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすることが求められている。

施策の方向性

- ◆ 保育者が指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かせるようにします。
- ◆ 幼児教育施設が評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行うとともに、評価の内容を、組織的かつ計画的に、次年度又は小学校等に適切に引継ぐことができるよう取組を支援します。

施策の展開

【道・道教委の取組】

- ・ 市町村や幼児教育施設への助言や優れた実践事例の紹介、保育者への研修の実施により、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた幼児理解と評価の在り方等について保育者の理解の促進に努めます。
- ・ 幼児教育施設における「指導過程の振り返りと指導の改善に関わる取組」、「要録等を活用した引継ぎ」、「要録等の記入の仕方」など、幼児教育の質の向上のための評価を推進する優れた取組の普及に努めます。

【市町村・市町村教委の取組】

- ・ 市町村主催の研修や管内の幼児教育施設の園内研修[※]の促進により、域内の幼児教育施設における評価状況を把握し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた幼児理解と評価の在り方について幼児教育施設及び小学校等の理解を促すとともに、域内の幼児教育施設と当該小学校等との円滑な引継ぎの促進が求められます。

【幼児教育施設の取組】

- ・ 保育者が、要領・指針等を踏まえた指導に基づく適切な評価を実施するとともに、評価記録の蓄積、要録等に評価結果を適切に記録し、小学校等との引継ぎに活用する取組が求められます。

施策項目5 学校評価等とPDCAサイクル

現状と課題

- 幼児の健やかな成長を保障する観点から、自己評価、学校関係者評価[※]、第三者評価[※]を実施するとともに、その結果を公表し、評価結果を踏まえ教育活動を改善することが求められている。
- 学校評価等の実施に際しては、全保育者が組織的に取り組み、幼児教育施設の方針等を踏まえ、カリキュラム・マネジメント[※]と関連付けながら、指導計画に基づいて教育活動を展開することはもとより、教育の質の向上が求められている。

施策の方向性

- ◆ 幼児教育施設においては、日々の教育活動、その他の幼児教育施設の運営について評価を行い、その結果に基づき、幼児教育施設の運営の改善を図るために必要な措置を講ずるなどにより教育の質の向上に努めます。
- ◆ 自己評価、学校関係者評価、第三者評価の実施及び評価結果並びに評価の基盤となる幼児教育施設の経営方針などについての公表及び評価結果を踏まえた教育活動の改善を促進します。

施策の展開

【道・道教委の取組】

- ・ 市町村や幼児教育施設への助言や優れた実践事例の紹介、保育者への研修の実施により、幼児教育施設における自己評価の充実はもとより、幼稚園、並びに幼稚園型及び幼保連携型認定こども園における学校関係者評価及び第三者評価、保育所及び保育所型認定こども園における第三者評価の実施を促進するとともに、評価結果の保護者及び地域住民その他関係者への公表を促進します。
- ・ 研修等を通じて幼児教育施設の全保育者によるカリキュラム・マネジメント[※]や管理職の組織マネジメントに関する理解を促進します。

【市町村・市町村教委の取組】

- ・ 幼児教育施設における自己評価の充実はもとより、幼稚園並びに幼稚園型及び幼保連携型認定こども園における学校関係者評価及び第三者評価、保育所及び保育所型認定こども園における第三者評価の実施を促進するとともに、評価結果の公表及び評価結果を踏まえた教育活動等の改善に向けた指導助言の充実が求められます。

【幼児教育施設の取組】

- ・ 幼児教育施設の教育目標を踏まえた教育課程[※]の実施状況や教育活動の成果を保護者や地域住民等に説明するとともに、教育に係る幼児教育施設内外の多様な意見を取り入れ、幼児教育施設の経営及び教育の内容や方法を改善することが求められます。
- ・ 幼児教育施設の教育内容の質の向上を目指し、全保育者によるカリキュラム・マネジメントや管理職による組織マネジメントの正しい理解が求められます。

施策項目6 乳児保育、3歳未満児の保育

現状と課題

- 共働き家庭の増加による保育所利用児童の増加に伴い、乳児、3歳未満児の保育所利用児数も増加している中、保育者には、子どもの気持ちを受容し、応答的な触れ合いや言葉掛けを行うなど、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うことが求められている。
- 3歳未満児も「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置いて育み、保育者は専門職として、子どもの発達過程に応じた学びの支援を生活や遊びの場面で適切に行うことが求められている。

施策の方向性

- ◆ 子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るための援助や関わりである「養護」と、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である「教育」を一体的に提供するため、保育者等が双方の意義を踏まえた実践ができるよう、研修の実施等の支援をします。

施策の展開

【道・道教委の取組】

- ・ 保育者が、乳児、満1歳以上満3歳未満児の保育に関する専門性をもち、愛情豊かで受容的・応答的な保育に努められるよう研修の実施や園内研修*を支援する人材の派遣、優れた実践事例の紹介など適切な支援を行います。

【市町村・市町村教委の取組】

- ・ 研修等を通じて、保育者の乳児、満1歳以上満3歳未満児の保育に関する専門性を高めるとともに、保護者による幼児教育施設に対する理解を促す支援が求められます。

【幼児教育施設の取組】

- ・ 保育所保育指針*等の趣旨を踏まえ、乳児、満1歳以上満3歳未満児の保育が愛情豊かで受容的・応答的な保育の実践を充実させることが求められます。

